

□ 生産施設

● 生産施設の定義 [（工場立地法施行規則 第2条）](#)

- 一 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置（次号において「製造工程等形成施設」という）が設置される建築物
- 二 製造工程等形成施設で前号の建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く）

● 生産施設面積率 [（工場立地に関する準則 別表第一）](#)

業種の区分		敷地面積に対する生産施設の面積の割合
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30／100
第二種	伸鉄業	40／100
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く）	45／100
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	50／100
第五種	でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55／100
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く）及び高炉による製鉄業	60／100
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65／100